

殖粟韓國依羅日奉などは、謂有て後に賜へる複姓なれば、正しくは右の如く複ねて稱るを、後姓を偏に稱りて大家連、殖粟連、韓國連、依羅連、日奉連などのみ云るもいと多かり、よく心得ずては、思ひ紛ふこと有れば、此も等閑に思ふこと勿れなり、さて複姓と謂ひては、漢土に謂はば、越き異萬などの類、二字姓を云て、此を諸も葛も偏に稱し、皇朝のは、其も甚く異なれば、思ひ混ふべからず、序にいふ、後世に新田足利など云を、苗字また稱號など云へども、古に據て云はば、此は上に擧たる複姓にて、實には源新田朝臣、源足利朝臣と云ぞ、正しかりける、然るを後に、は、新田左中將源義貞朝臣などのみ云ひ習へり、此は人の心著ざる事なれば、驚かしおくなり、

〔通志略 氏族〕凡複姓者、所以明族也、一字足以明此、不足以明彼、故益一字、然後見分族之義、言王氏則濫矣、本其所系而言、則有王叔氏、王孫氏、略下

〔新撰姓氏錄 右京皇別〕佐伯直

景行天皇皇子稻背入彥命之後也、男御諸別命、稚足彥天皇諡成 御代、中分針間國給之、仍號針間別

男阿良都命、一名伊許自別 譽田天皇、神 爲定國、累車駕巡幸、到針間國神埼郡瓦村東崗上、于時青葉葉、自

崗邊川流下、天皇詔、應川上有入也、仍差伊許自別命往問、即答曰、己等是日本武尊、平東夷、時所俘蝦

夷之後也、散遣於針間阿藝阿波讚岐伊預等國、仍居地爲氏也、後改爲佐伯 伊許自別命、以狀復奏、天皇詔

曰、宜汝爲君治之、即賜氏針間別佐伯直、佐伯者、前所賜氏姓也、直者、謂君也、爾後至庚午年、脫落針間

別三字、偏爲佐伯直、

〔新撰姓氏錄 右京神別〕丹比宿禰

庚午年、依作新家、加新屋二字、爲丹比新家連也、

〔續日本紀 二十一〕天平寶字二年八月甲子、以紫微內相藤原朝臣仲麻呂、任大保、勅曰、中 自乃祖近

江大津宮內大臣、足 已來、世有明德、翼輔皇室、君歷十帝、年殆一百、朝廷無事、海內清平者哉、因此論

之、准古無匹、汎惠之美、莫美於斯、自今以後、宜姓中加惠美二字、禁暴勝強、止戈靜亂、故名曰押勝、

〔南留別志 二〕一藤原惠美押勝といへるは、姓を二つかさねたるなり、備前の王藤内又安藤とい